

○三次市芸術文化・スポーツ顕彰要綱

平成18年11月1日告示第174号

改正

平成23年6月30日告示第115号
平成26年12月9日告示第209号
平成28年12月5日告示第299号
令和2年11月2日告示第222号
令和6年11月1日告示第225号

三次市芸術文化・スポーツ顕彰要綱

（目的）

第1条 この告示は、芸術文化又はスポーツの分野において、優秀な成果、成績を収め、今後の飛躍が期待される者等を顕彰することにより、更なる技能、技術等の向上を喚起するとともに芸術文化の振興及びスポーツの推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）芸術文化

美術、音楽、演劇、舞踏、芸能、工芸、文学、囲碁、将棋、写真、茶道、華道等

（2）スポーツ

親善交流を目的とするスポーツ競技を除いた全てのスポーツ競技

（顕彰の種類）

第3条 顕彰の種類は、次に掲げるとおりとする。

（1）芸術文化賞

（2）スポーツ賞

（顕彰の基準）

第4条 前条に掲げる顕彰の基準は、別表に定めるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、市長が特に認めたものについては、顕彰をすることができる。

（被顕彰者）

第5条 被顕彰者は、市内に住所を有する者、市内に所在する会社、学校等へ勤務、通学する者、市に縁故が深い者等を対象とし、プロ、アマチュアを問わないものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長が特に認める者

（推薦）

第6条 第4条の顕彰の基準を満たすものと認められる個人又は団体を推薦しようとする者は、三次市芸術文化・スポーツ顕彰推薦書（様式第1号又は様式第2号）を対象期間の翌年の1月20日までに市長へ提出するものとする。

（選考委員会）

第7条 被顕彰者の選考は、選考委員会で審議し、市長が決定する。

2 選考委員会の委員は、市長が任命し、又は委嘱する。

（対象期間）

第8条 顕彰の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

（顕彰の時期）

第9条 顕彰は、毎年3月に行うことを通例とする。

（顕彰の方法）

第10条 顕彰は、賞状及び記念品を贈呈して行うものとする。

2 第3条に規定する顕彰は、被顕彰者1人につきそれぞれ1回限りとする。ただし、より上位の成果又は成績を収めた場合は、この限りでない。

（公表）

第11条 被顕彰者の氏名等は、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビの市広報番組等で広く市民に公表するものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成18年11月1日から施行し、平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成23年告示第115号）

この告示は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の施行の日から施行する。

附 則（平成26年12月9日告示第209号）

この告示は、平成26年12月9日から施行する。

附 則（平成28年12月5日告示第299号）

この告示は、平成28年12月9日から施行する。

附 則（令和2年11月2日告示第222号）

この告示は、令和2年11月2日から施行する。

附 則（令和6年11月1日告示第225号）

この告示は、令和6年11月1日から施行する。

別表（第4条関係）

顕彰の種類	顕彰の基準
芸術文化賞	1 芸術文化の分野において、今後の飛躍が期待される個人又は団体で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 国際的規模の展覧会、コンクール等において入選又は入賞をした個人又は団体 (2) 全国的規模の展覧会、コンクール等において3位以上に相当する入選又は入賞をした個人又は団体 (3) 中国地区規模の展覧会、コンクール等において1位に相当する入選又は入賞をした個人又は団体 (4) 全県規模の展覧会、コンクール等において1位に相当する入選又は入賞をした個人又は団体 (5) 第三者機関によりプロとして登録・認定された者 (6) 前各号に掲げるものと同等の評価及び成果があったと認められる個人又は団体
スポーツ賞	1 スポーツの分野において、今後の飛躍が期待される個人又は団体で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 国際的規模のスポーツ競技大会に選手として出場した個人又は団体。ただし、国内の予選会等を経て出場した場合に限る。 (2) 全国的規模のスポーツ競技大会等において3位以上に入賞した個人又は団体 (3) 中国地区規模のスポーツ競技大会等において優勝した個人又は団体 (4) 全県的規模のスポーツ競技大会等において優勝した個人又は団体 (5) 第三者機関によりプロとして登録・認定された者 (6) 前各号に掲げるものと同等の評価及び成果があったと認められる個人又は団体

三次市芸術文化・スポーツ顕彰推薦書

年 月 日

三次市長 様

推薦者 住 所
氏 名
連絡先

〔個人用〕

フリガナ			生年月日
被推薦者 氏 名			年 月 日(満 歳)
現 住 所	(〒 —)		電話番号
勤 務 先 又 は 学 校 名	(〒 —)		電話番号
	(〒 —)		学 年 年 電話番号
推薦部門 及び顕彰 基準	☐ 芸術文化賞 第()号 ☐ スポーツ賞 第()号	所属団体名等	
被推薦者の芸術文化又は スポーツの主な経歴・業績	(大会正式名称, 主催者名, 成績, 記録, 年月日, 場所等を正確に記入)		
推薦理由			
特記事項			

*大会要綱, 選手登録名簿, 記録証等の資料を添付してください。(コピー可)

*顕彰基準は, 該当すると思われる番号を別表から記入してください。

三次市芸術文化・スポーツ顕彰推薦書

年 月 日

三次市長 様

推薦者 住 所
氏 名
連絡先

〔団体用〕

フリガナ			設立年月日
被推薦団体名			年 月 日
所在地	(〒 ー)		電話番号
代表者住所氏名	(〒 ー)		氏 名 電話番号
加盟団体等組織名	(文化連盟，体育協会等の加盟組織名)	加盟年月日	年 月 日
推薦部門及び顕彰基準	☐ 芸術文化賞 第 () 号 ☐ スポーツ賞 第 () 号	団体構成員数	人
被推薦団体の芸術文化又はスポーツの主な経歴・業績	(大会正式名称，主催者名，成績，記録，年月日，場所等を正確に記入)		
推薦理由			
特記事項			

* 大会要綱，選手登録名簿，記録証等の資料を添付してください。(コピー可)

* 顕彰基準は，該当すると思われる番号を別表から記入してください。